

## 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 第三十条の十四第一項に規定する住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付について原則不要とするとともに、当該請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によっては当該請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これを証する戸籍確認書面（戸籍謄本等若しくは除籍謄本等又はその他総務省令で定める書面をいう。以下同じ。）の提出を求めることができるものとする。（第三十条の十四第一項及び第三項関係）
- 2 第三十条の十四第三項に規定する旧氏及び旧氏の振り仮名の変更の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付について原則不要とするとともに、当該請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、庁内確認手続によってはその者の氏に変更があったこと並びに当該請求に係る旧氏をその者が当該変更の直前に称していたこと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これらを証する戸籍確認書面の提出を求めができるものとする。（第三十条の十四第四項及び第五項関係）
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この政令は、公布の日から施行するものとする。（附則第一項関係）